



平成 30 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ハイマックス
代表者の役職名 代表取締役社長 中 島 太
(コード番号 4 2 9 9 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 大 河 原 通 之
経 営 管 理 本 部 長
電 話 番 号 0 4 5 - 2 0 1 - 6 6 5 5

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、新たに業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 22 日開催予定の第 42 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。当社は、本制度導入により、役員報酬と当社の業績および株式価値との連動性を強化いたします。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して株式の付与のために報酬として金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

本株主総会では、現行の月額報酬とは別枠で、当社を対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の金銭の総額は、2年間で 42 百万円を上限として設定したいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、当社の取締役の報酬額は、平成 12 年 6 月 21 日開催の第 24 期定時株主総会において月額 13 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社の中長期経営計画の対象期間（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、中長期経営計画の第2ステップに当たる平成31年3月31日に終了する事業年度から平成32年3月31日に終了する事業年度までの2年間とします。）中の業績目標を当社取締役会において予め設定し、当該業績目標の達成率に応じて0%~120%の範囲で調整した数の当社普通株式を、対象期間分の報酬等として交付する業績連動型の報酬制度です。したがって、対象取締役への当社普通株式の交付は、原則として権利確定後に行います。

3. 本制度の仕組み

本制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ① 当社は、本制度において使用する業績目標を当社取締役会において決定しております。詳細は後記の【ご参考】をご参照ください。
- ② 当社は、対象期間満了後、当該対象期間における当社業績等の数値目標の達成率等に応じて、対象取締役に交付する当社普通株式の数を決定します。
- ③ 当社は、前記②で決定された対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じて、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、本制度に関する報酬等として前記金額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該数の当社普通株式の交付を受けます。なお、当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

4. 対象取締役に対する当社株式の交付要件

対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社普通株式を交付します。当社による当社普通株式の交付は、自己株式の処分の方法により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役及び交付株式数は、平成32年3月31日に当社の取締役の地位にあることを要件とします。

5. 執行役員等に対する本制度の適用

本株主総会において、本制度の導入について承認されることを条件に、当社の執行役員及び子会社代表取締役に対しても、上記と同様の制度を適用いたします。

以上

【ご参考】業績評価の概要は以下のとおりです。

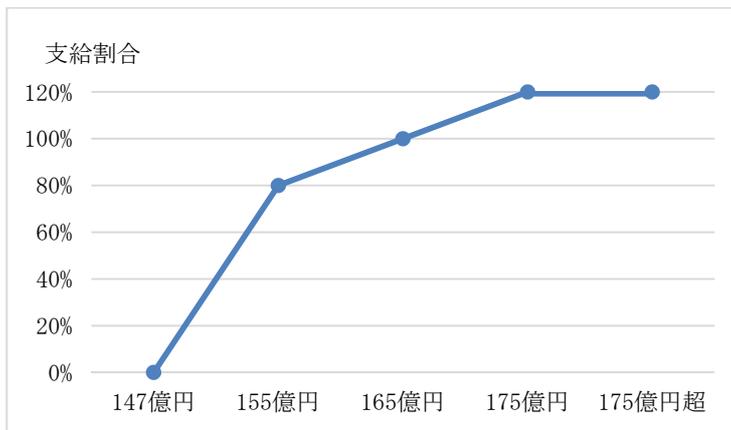
1. 業績指標

中長期経営計画のインセンティブとするため、経営計画目標に挙げている連結売上高及び連結営業利益を業績指標としました。

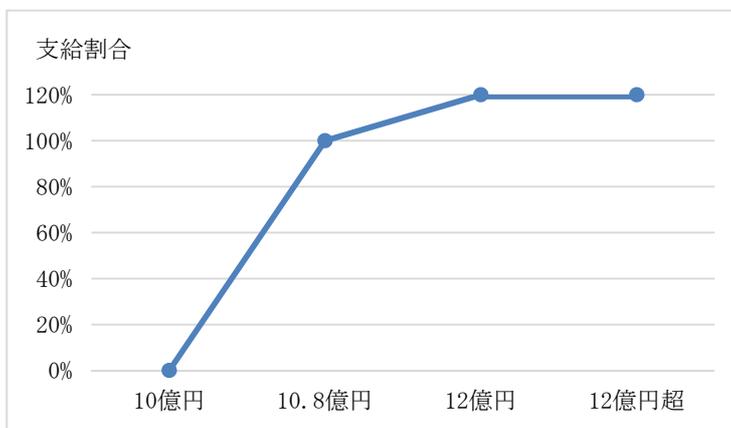
2. 業績達成条件

業績指標の連結売上高及び連結営業利益の目標を達成した場合の株式数支給割合は以下のとおりです。

① 平成 32 年 3 月期 連結売上高



② 平成 32 年 3 月期 連結営業利益



③ 支給株式の算定方法

支給株式数 = 基準株式数^(注) × 1/2 × 支給割合 (連結売上高)
+ 基準株式数^(注) × 1/2 × 支給割合 (連結営業利益)
※ (100株未満切り捨て)

(注) 対象取締役の職位を考慮して、当社取締役会において決定します。